第1　調停制度

1　調停と訴訟

(1)　現代のような複雑な社会において，人間が社会生活を営むためには，他人との間のいろいろな生活関係上の紛争や利害関係の対立を避けることは困難である。こうした争いがお互いの話合いで自主的に解決されるならば望ましいが，すべての当事者間にそれを望むのは難しい。そこで国家は，社会の秩序を維持し，私人の正当な利益を守るために，これらの紛争につき，当事者の主張に基づいて事実の有無を明らかにし，法律に従っていずれが正しいかを判断して公権的な解決を図る方法（訴訟）と，公正な機関のあっせんによって正義と公平の観点から，当事者の自主的解決を援助して円満な解決を図る方法（調停）との2つの制度を設け，公正な紛争解決を使命とする裁判所にこれを行わせている。

(2)　調停も訴訟も裁判所の関与によって民事紛争を解決する制度である点では共通しているが，訴訟と対比すれば，次のような特色を挙げることができる。

ア　訴訟は，既存の権利や法律関係の存否を確定し，強制的に紛争を解決する方法であるが，調停は，当事者双方の自由意思による合意によって自主的に紛争を解決する方法である。したがって，調停において解決される内容は，訴訟のように，ある特定の権利や法律関係に限定されないので，事案の実情に即して当事者の生活関係全般にわたって解決を図ることができる。

イ　訴訟は，裁判官が法律を適用して結論を出すことによって紛争を解決するものであるが，調停は，裁判官（又は民事調停官）

１人と民間人から選ばれた民事調停委員２人以上で調停委員会を構成し，この調停委員会が紛争解決のあっせんにあたるのが原則である。したがって，調停は，健全な良識，専門的知識経験，社会生活上の豊富な知識経験を紛争の解決に反映させることができる。

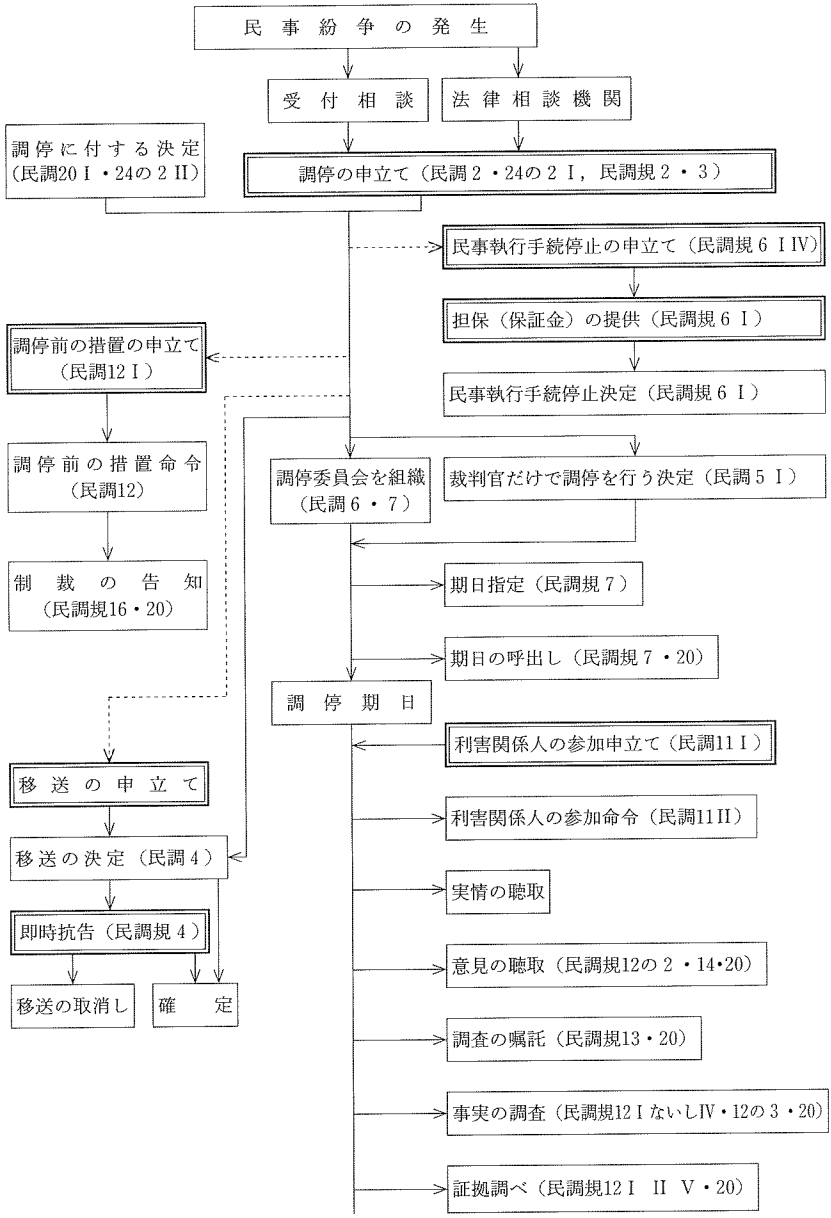
ウ　訴訟は，その性質上，手続が複雑でかつ技術的なため，本人が自らその手続を行うことは，決して容易ではないが，調停は，訴訟のように厳格な手続が要求されないので，本人が自らその手続を行うことは容易である。また，申立手数料も訴訟の半額程度で，そのほかの費用も少なくて済む。

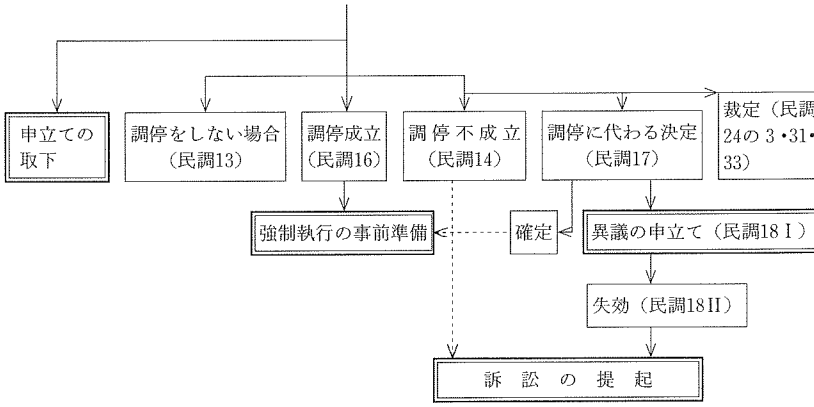
エ　訴訟は，公開の法廷で審理されるが，調停は，非公開の席で行われる。したがって，調停の席では，当事者がなごやかなふんいきで率直に意見を述べることができる。

オ　訴訟は，強制的に紛争を解決するため，判決の内容を実現するのに相手方の任意の履行を期待することはむずかしいが，調停は，当事者の合意の成立によって紛争が解決されるため，合意の内容を実現するのに相手方の任意の履行を期待できる。

(3)　調停の申立てから終了までの民事調停手続の流れを図に示すと，次のようになる。

民事調停手続の流れ


民事紛争の発生
受付相談
法律相談機関
調停に付する決定（民調20Ⅰ・24の2Ⅱ）
調停の申立て（民調2・24の2Ⅰ，民調規2・3）
民事執行手続停止の申立て（民調規6ⅠⅣ）
担保（保証金）の提供（民調規6Ⅰ）
民事執行手続停止決定（民調規6Ⅰ）
調停前の措置の申立て（民調12Ⅰ）
調停前の措置命令（民調12）
制裁の告知（民調規16・20）
調停委員会を組織（民調6・7）
裁判官だけで調停を行う決定（民調5Ⅰ）
期日指定（民調規7）
期日の呼出し（民調規7・20）
調停期日
利害関係人の参加申立て（民調11Ⅰ）
利害関係人の参加命令（民調11Ⅱ）
実情の聴取
意見の聴取（民調規12の2・14・20）
調査の嘱託（民調規13・20）
事実の調査（民調規12Ⅰないし Ⅳ・12の3・20）
証拠調べ（民調規12Ⅰ Ⅱ Ⅴ・20）
移送の申立て
移送の決定（民調4）
即時抗告（民調規4）
移送の取消し
確定



（注）　□は当事者その他の関係人による手続である。

2　民事調停事件の種類

民事調停事件には次の8種類がある。

(1)　民事一般調停事件（記録符号は「(ノ)」）

次の7種類のいずれにも該当しない民事上の紛争に関する調停事件。

(2)　宅地建物調停事件（記録符号は「(ニ)」）

宅地又は建物の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件（民調24）。

(3)　農事調停事件（記録符号は「(セ)」）

農地等の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件（民調25）。

(4)　商事調停事件（記録符号は「(メ)」）

商事の紛争に関する調停事件（民調31）。

(5)　鉱害調停事件（記録符号は「(ス)」）

鉱業法に定める鉱害の賠償の紛争に関する調停事件（民調32）。

(6)　交通調停事件（記録符号は「㊄」）

自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件(民調33の２)。その他の交通事故による損害（例えば物的損害）賠償の紛争に関するものは民事一般調停事件である。

(7)　公害等調停事件（記録符号は「㊇」）

公害又は日照，通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件（民調33の３)。

(8)　特定調停事件（記録符号は「(特ノ)」）

特定債務者が民事調停法２条の規定により申し立てる特定債務等の調整に係る調停事件（特調２III)。

（注）　特定調停手続は，通常の民事調停手続を前提として，その特則規定を設けたものであるので，本書では，通常の民事調停手続について説明した後，別項を設けて特定調停手続を説明する。

3　賃料改定事件の調停前置主義

民事訴訟事件の当事者は，調停手続を経由することなく初めから訴訟を提起できるのが原則である。しかし，地代若しくは土地の借賃の額の増減請求（借地借家11)，又は建物の借賃の額の増減請求（借地借家32）に関する事件については，調停による解決に適していることから，訴訟を提起しようとする者は，まず調停の申立てをしなければならず，調停の申立てをしないで訴訟を提起した場合には，受訴裁判所は，原則としてその事件を調停に付さなければならないとされている（民調24の２)。これが調停前置主義と呼ばれるものである。

25 債務額確認請求

調停事項の価額	円
ちょう用印紙	円
予納郵便切手	円

印紙欄

受付印

調停申立書

平成○○年○○月○○日 ○○簡易裁判所 御中

申立人

〒○○○－○○○○
住所 東京都○○区○○1丁目2番3号
氏名 甲野一郎 ㊞
TEL ○○－○○○○－○○○○
FAX ○○－○○○○－○○○○

相手方

〒○○○－○○○○
住所 東京都○○区○○4丁目5番6号
氏名 有限会社○○商会
代表者代表取締役 乙原次郎
TEL ○○－○○○○－○○○○
FAX ○○－○○○○－○○○○

申立ての趣旨

相手方は，申立人の相手方に対する債務額を確認したうえ，申立人の分割弁済を承認すること

との調停を求める。

紛争の要点

1 貸借関係

申立人は，相手方から次のとおり借り受けた。

借受日	額面額(円)	受取額(円)	備考
平○○・9・3	60,000	54,600	新規
〃○○・2・13	60,000	0	切替え
〃 ・4・18	70,000	0	〃

利息　日歩30銭

2　返済関係

後記のとおり。

3　調停申立ての理由

申立人は，他の消費者金融からも借金しており，残債務を一時に返済できない。

記

返済年月日	返　済　額　(円)
○○・11・11	12,200
〃・12・5	8,960
○○・2・13	500
〃・3・20	1,000
〃・4・18	500

〔説　明〕

1　申立ての要旨

消費者金融から金を借りた者が，高利の弁済を迫られたので，債務額確認とその分割弁済の承認を求める申立てである。

2　根　拠

金銭消費貸借については，利息の天引（後記第2編　書式例26「元本の一部不存在確認及び分割弁済の承認請求」〔説　明〕2（119頁）参照）及び制限利率超過の利息の元本充当（前記第2編　書式例24「債務額確認請求」〔説明〕2（114頁）参照）について利息制限法1条・2条・3条参照。

〔申立手続〕

1　管　轄

相手方の住所，居所，営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所

又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所（民調３）。

2 申立費用

原則として，存在を否定しようとする債務の元本額について手数料一覧表（付録）によって算出した額の印紙。

ただし，申立ての段階で存在を否定する債務額がはっきりしない事案では，事案に応じて，算定困難な事案に準じた6500円の印紙，消費者金融からの借入金が一般的に少額であることを理由として500円（手数料一覧表の最低額）の印紙，あるいは申立段階で資料等に基づき明示される元本額について算出した額の印紙をちょう付しておき，後日債務額が確定した段階で差額の印紙を追加ちょう付するなどの方法がとられている。郵便切手必要。

3 添付書類

(1) 会社などの法人が当事者となっている場合は，その資格を証明するもの（例えば商業登記簿謄（抄）本又は登記事項証明書など）を提出する。

(2) 事件の争点に関係のある書類（例えば借用証書，領収書など）は，その写しを提出し，原本は調停期日に持参する。

4 申立書副本

相手方に送付する分として相手方の数に等しい数の副本を提出する。

41　不動産競売手続停止決定申立書(1)

平成○○年(　)第○○号　○○調停申立事件
○○県○○市○○1丁目2番3号
申立人　甲野一郎
東京都○○区○○4丁目5番6号
被申立人　○○株式会社
代表者代表取締役　乙原次郎

印紙
500円
(消印しない)

不動産競売手続停止決定申立書

平成○○年○○月○○日

○○簡易裁判所　御中

申立人　甲野一郎　㊞

申立ての趣旨

被申立人から，申立人を債務者兼所有者とする，別紙物件目録記載の不動産に対してした○○地方裁判所平成○○年(ケ)第○○号担保不動産競売手続は，頭書事件が終了するまでこれを停止する。

との決定を求める。

申立ての理由

1　申立人は被申立人から，平成○○年○○月○○日，750万円を金銭消費貸借契約に基づいて借り受け，かつ，別紙物件目録記載の土地，建物（以下「本件不動産」という。）に抵当権を設定した。

2　申立人は不動産の仲介等を業とするところ，極めて営業不振のため借用金の返済及び利息の支払も遅滞していたので，被申立人は上記抵当権に基づいて本件不動産に対し○○地方裁判所に競売の申立てをし，同裁判所は平成○○年9月9日競売手続開始決定をし，競売期日を同年12月1日午前10時と指定した。

3　申立人は種々金策をしたが，本件不動産は時価1800万円相当であるからこれを売却して返済するほかなく，目下売却の準備中であるが，もし競落となればそれが不可能となるので，本申立てに及んだ次第である。

（別紙）物件目録〔省略〕

〔説　明〕

1　申立ての要旨

本例は，債務者である申立人から，債権者である被申立人に対し負担する貸金債務について調停の申立てをし，かつ，申立人が設定した抵当物件に対する不動産競売手続の停止を申し立てた場合である。

2　停止申立ての要件として，

(1)　事件を調停によって解決することが相当であること。

(2)　競売が調停の成立を不能又は困難にするおそれがあること。

(3)　調停終了に至るまでに生じると予想される損害について保証金を担保として供与すること。

が必要であり，停止を求める者は，申立ての際上記(1)及び(2)の要件を疎明しなければならない。

〔根　拠〕

民事調停規則6条

〔手　続〕

1　提出先

調停事件の係属する裁判所。

2　費用

(1)　手数料

収入印紙500円（民訴費3・別表第1の17ト）。

(2)　郵便切手

決定正本を被申立人に送達する費用として郵便切手を予納する。

3　通数　　1通。

4　添付書類

(1)　競売開始決定正本。

(2)　競売期日通知書。

(3)　債務弁済計画書。

(4)　不動産登記簿謄本又は登記事項証明書。

(5)　固定資産評価証明書。